

2019年度秋田大学みらい創造基金学生海外派遣支援事業実施要項

1. 目的

大学間国際交流協定校へ留学する本学交換留学生の中で、特に、国際的な視野を持ち、優れたコミュニケーション能力・異文化理解力を備えた国際人となることが期待される者を対象に、経済的支援を行う。

2. 概要

(1) 応募条件

下記のすべての条件を満たす者

- ① 2019年度秋田大学派遣交換留学に応募している者
- ② 派遣期間 1年以内

(2) 支給額：往路に要する国際線の航空運賃の一部

※韓国・中国・台湾・東南アジア 4万円，それ以外の地域 10万円を上限とする。

※往復分購入の場合は，往復航空運賃の半額あるいは支給額上限のいずれか低い方を支給する。

(3) 支給方法：6. の提出書類が国際課に到着後，応募者の指定した口座へ振り込む。

3. 応募方法

(1) 秋田大学派遣交換留学応募時に申請する。

(2) 「秋田大学みらい創造基金学生海外派遣支援申請書」（別紙様式1）に国際線航空運賃の見積書を添付して、提出すること。

※最も経済的合理的な経路による低廉な運賃を利用すること。

※添付した見積書と、実際に購入した航空券の運賃が異なる場合は、実際に購入した額を基準として支給額を決定する（ただし、上記2.（2）の上限内）。見積書と異なるルートで渡航した場合、支給しないことがある。

4. 選考

(1) 2019年度秋田大学派遣交換留学生候補者の選考結果に基づき，書類審査の平均点と面接の平均点との合計が高い者から，予算の範囲内で順次採択する。合計が同じだった場合，GPAが高い者を上位の候補者とする。

(2) 採択決定は，国際交流センター企画会議が行う。

(3) 本事業の採択の可否については，応募者に通知する。

5. 採択後の提出書類等

(1) 提出書類

- ① 国際線航空運賃の領収書（原本）
- ② 内訳が分かる書類（見積書等）を添付すること。
- ③ 銀行振込申出書
- ④ 通帳等の写し（氏名・銀行口座番号等が確認できるもの）

(2) 提出期限：留学出発日の1ヶ月前まで

(3) 提出方法：国際課へ本人が直接持参

6. 留学先渡航後の提出書類等

(1) 提出書類：往路の航空券半券の原本（コピー等は不可）

(2) 提出期限：留学先入国日から1ヶ月以内（必着）

(3) 提出方法：国際課宛て郵送にて送付

7. 帰国後の提出書類等

(1) 提出書類：「秋田大学みらい創造基金学生海外派遣支援事業」帰国報告書（別紙様式2）

(2) 提出期限：帰国後1ヶ月以内

(3) 提出方法：国際課へ本人が直接持参

※帰国報告書は、秋田大学のホームページに掲載します。

【書類提出先・問い合わせ先】

秋田大学国際課 国際企画担当

〒010-8502 秋田市手形学園町1-1

TEL：018-889-2856

FAX：018-889-3012

E-mail：kokusai@jimu.akita-u.ac.jp